

第 3 回 草 津 市 新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等 対 策 有 識 者 会 議 会 議 録		
日	時	平成26年10月14日(火) 午後1時30分～2時30分
会	場	草津市立さわやか保健センター1階視聴覚室
出席者	委 員	久松隆史委員、中村二郎委員、松田正明委員、伊藤英司委員、前田浩一委員、垣根和子委員、木津秀子委員、田中一成委員、若栗真太郎主任技師(寺尾敦史委員の代理)、佐山眞委員、田中千秋委員〔計11名、順不同〕
	事 務 局	健康福祉部理事・米岡良晃、健康福祉部副部長・平尾和義、健康増進課長・田中みどり、同課参与・田内宏一、同課専門員・佐々木弘和
欠席者	委 員	木村富紀委員、樋上雅一委員、中原勝一委員、(寺尾敦史委員)
会 議	資 料	別添のとおり

1 開会

米岡理事挨拶

皆様こんにちは。本日は、何かとお忙しいところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様におかれましては、日頃から本市の保健衛生行政に多大なる御支援、御協力をいただきましてありがとうございます。さて、本日は、第3回目の「草津市新型インフルエンザ等対策有識者会議」を開催させていただきます。前回の会議では市の行動計画の素案について御議論をいただきまして、併せて今後のマニュアル作成にむけて予防接種の実施体制ですとか、要援護者対策の進め方の案について御議論いただいたところでございます。本日は、その際の皆様からの御意見、また、その後の庁内での議論等を踏まえたいうで作成いたしました市の行動計画案を御提示させていただきまして、委員の皆様御意見をいただいたうでパブリック・コメントを実施してまいりたいと考えております。委員の皆様御意見の忌憚のない御意見をいただければ幸いです。簡単ではございますが、開会にあたりましての、私の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいいたします。

2 議事

草津市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)について

〔米岡理事〕それでは、次第に従いまして進行させていただきます。次第2の議題
草津市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)について事務局より御説明させていただきます。

〔事務局〕資料1草津市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)概要、資料2草津

市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）について説明を行う。

〔事務局〕草津市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）のパブリック・コメントを今後、実施させていただきますが、実施するまでに滋賀県の方へ事前確認を行わなければならないということがございまして、これにつきましては、9月に滋賀県の方へ事前確認を行いまして、既に完了させていただいております。パブリック・コメントの実施期間につきましては、10月29日から11月30日の約1か月を予定しております。諮らせていただくものは、資料1の計画（案）概要と資料2の計画（案）を考えております。また、広報くさつの10月15号には、パブリック・コメントを実施する旨の記事を掲載させていただき予定をしております。実際の対応といたしましては、市のホームページ、各市民センター等、合計23箇所計画（案）概要と計画（案）を閲覧していただき、意見書の提出を募集しております。意見書の提出方法としましては、電子メール、ファックス、郵送、各施設への持参等があります。

〔米岡理事〕では、ただいまの説明につきまして何か、御質問、御意見等はございませんか。

〔委員〕資料2の計画（案）7頁（1）実施体制の7行目のところ「新型インフルエンザ等が発生する前においては、市対策本部を通じ事前準備の確認や関係部局との連携等について、発生したときに備えた準備を行う。」とありますが、この時点で市対策本部自体は設置されていないと思うのですが、どのように解釈すればよいのですか。

〔事務局〕特措法（新型インフルエンザ等対策特別措置法）の中では、国が緊急事態宣言を出された場合は、市対策本部を設置しなければならないと規定されております。但し、緊急事態宣言が出される前であっても、市対策本部を開催することは可能であります。例えば、海外発生期などで国の緊急事態宣言が出されていない場合でも、市は任意で対策本部を開催させていただきまして、発生前に確認、連携しなければならないことにつきまして、対策本部を開催して情報の共有を行うという意味で掲載させていただいております。

〔委員〕よくわかりました。ただ、この文章で読みますと、発生する前に必ず市対策本部を設置しているということになるのか、と思いましたが、思いましたものですから。

〔委員〕パブリック・コメントをかけるということですが、どのような意見や質問が出てくるのか、ある程度想定されているのですか。個人的には、もっと具体的な点を知りたいと思うのですが。

〔事務局〕今回、新型インフルエンザ等対策行動計画（案）のパブリック・コメントをかけさせていただくのですが、市で様々な計画を策定する場合にパブリック・コメントを実施いたしますが、基本的には計画（案）概要や計画（案）をそのまま掲載させていただいております。特にこのような点について御意見がございませんか、という手法でのパブリック・コメントは

実施しておりません。今回につきましても、計画（案）概要と計画（案）をそのままかけさせていただきます。計画によりまして、市民の方から様々な御意見をいただくこととなりますので、約1か月間、御意見を募集させていただきまして、実施期間の終了後に意見の内容を事務局で吸い上げまして、意見の提出件数や意見の内容に基づきまして計画（案）の修正をするかどうかについて市の考え方につきまして有識者会議を開催してお示しさせていただきます。この後、最終計画として製本して配布させていただきます。意見の提出がなかった場合には、計画（案）がそのまま最終計画となります。

〔 委員 〕先程、広報する場合は広報とホームページと言われましたが、すみやかに市民に対してお知らせするというのは、状況等についてこの2つの方法で公開するということですか。例えば、資料2の24頁の県内発生早期（2）情報の収集および提供のところで「市は、市民、事業所等に対し、県内外の発生状況と国、県および市における具体的な対策について、情報提供を行う。」情報提供を行うという言葉だけで済んでいます、実際は、広報とホームページでこれを実施すると理解してよいのですか。

〔 委員 〕私も同じく情報提供をどのように考えられているのか。例えば、資料2の6頁（8）市民等のなかで、「市民等は、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。」とあり、そのとおり努めるのですが、ただ、情報提供がきちっと市民等にどこまで行きわたってくるのか。それによって違うと思いますので、17頁の未発生期の（2）情報の収集および提供のなかで健康福祉部をはじめ色々な部署が書かれてあります。また、19頁の（6）市民生活および経済の安定の確保の中のii 要援護者への生活支援にも関連して総合政策部、まちづくり協働部が入っています。ホームページといっても我々の年代の方は、どのようにして見るかわからないという人もおられます。情報提供の仕方というものについて、今、市で取り組んでいる安心・安全のまちづくりの一環として新型インフルエンザ等の対策についても同じく安心・安全でみんなが暮らしていける健康な明るい社会をつくろうというなかのひとつとして位置づけてもらえば、まちづくり協働部の自治会を通じたものがありますので、この情報提供については、まちづくり協働部に入ってもらわなければならないと思うのですが。

〔 事務局 〕両委員の御指摘についてですが、パブリック・コメントをかける場合の情報提供につきましては、ホームページや広報くさつで広報しておりますが、実際に新型インフルエンザ等が発生した時、当然、発生する前から予防、啓発の普及は大切でございます。感染症についての市の窓口は健康増進課でありますので、発生前からの啓発、例えば新型インフルエンザ等においても市のホームページ、広報等を通じて行わなければならないと思います。発生した段階、例えば、「海外で発生しています。」という情報が国内に、県内に入ってきたという段階で国の対策本部が開催されますので、国の方

で基本的な対処方針を発表されます。その後、県、市が対策本部を開催しながら、市としてどのような対策を実施して行くのか。また、どのような形で情報提供を行うのか。先程、委員がおっしゃられた市のホームページであればパソコンを持っていない方はどうするのか。など色々な話が出てまいります。これについては、町内会や事業所を通じてチラシを配布させていただき、新聞折込をさせていただき等、あらゆる媒体を通じて啓発させていただきたいと考えております。ただ、国、県の行動計画もそうですが、今、全国的に各市が行動計画を策定中ではありますが、具体的な情報提供をどのようなもので実施するのか、についてまだ書けていないというのが実態です。前回の有識者会議の際に、国からの予防接種の手引きは示されておりましたが、それぞれの市町村によってやり方は変わってくるということで、草津市としての予防接種の考え方を説明させていただきましたが、今後、市行動計画策定後に市関係部署と協議しながら、情報提供する場合であればどのような方法でどのような形で実施するのか。などマニュアル的なものを策定していく予定をしております。

[委員] 16頁に記載してあります要援護者への支援につきましては、小さなコミュニティの集まりであります自治会、まちづくり協議会を通してのコミュニティに対する見守り等へのお知らせをしっかりともらわないと、高齢者、弱者対策について支援というだけではどのような支援をされるのか、まちづくり協働部や健康福祉部へ手配がいくようになっていくという心強いものが記載されていけば良いのですが。私ども民生委員では、5年程前に一つの地区ですが、パソコン等をさわれない場合もありますので、新型インフルエンザのイラスト付きチラシを作成して地区内で全戸配布を実施したことがあります。チラシについても高齢者や弱者の方でも注意を引くようなもので事前にまちづくり協議会、町内会を通して配布できるように進めていただきたいと思います。

[事務局] 前回、平成21年の新型インフルエンザの際には、国につきましても、まだ、組織体制について学校等対応を含めて右往左往していたところがありましたので、今回、そのようなことがないように新たに法律を定めて市行動計画を定めなさいということです。確かに前回の際にも、このようなことをしていただきたいと思いますということで、市の予防接種では、「それぞれの医療機関に御協力いただいて実施しています。」というチラシを民生委員児童委員、町内会を通じて配布していただいた経緯もございます。今後、新型インフルエンザ等が発生した場合も、チラシ等も含め啓発してまいりたいと考えております。

[委員] 私たちはパブリック・コメントが終了して、もう一度、必要ならば会議が開かれて、計画案ができあがって、そこで終わりですか。それとも、現在の計画案は実際に発生していないので、具体的なものがなくこのぐらいのものか、と思っています。海外はともかく日本の中へ入ってきた時にこれではきついと思います。もっと具体的なものが必要なのではないでしょう

か。高齢者の施設では、「このような対策方法」という具体的なものが必要であると思います。仮に個々に考えなさいというのでは、厳しいものがあるので、具体的なものを示さなければならないと思います。学校等も含めて。そういったものは、実際に発生してから具体案を作られるのか、未発生の中から踏み込んで作られるのでしょうか。

[事務局] 前回の有識者会議の際にもマニュアル的なものをいつ作成するのかという質疑もございましたが、国の方では行動計画におけるそれぞれの実施体制、予防接種等、分野ごとにガイドラインが出されております。それは、全国統一的な国の考え方というものです。滋賀県では、行動計画は平成26年3月に策定されましたが、まだ、ガイドライン的なものは、策定されておられません。有識者会議委員の皆様には、この市行動計画（案）でパブリック・コメントを1か月かけさせていただいて、意見があれば、修正が必要かそのままなのか判断し報告させていただいて、年明けに正式な行動計画はできあがります。市の関係部署とガイドライン、マニュアル的なものをこれから作成させていただきます。このガイドライン、マニュアル的なものは有識者会議では協議をさせていただく予定はしていませんが、例えば国においても予防接種の接種体制、接種順位などが実際に発生した段階でその新型インフルエンザ等がどのようなものかによって、接種順位はこの順位でこのような方々を対象に優先的に実施するなど、発生した段階でないと決められないという状況です。実際に予防接種を実施するのは市でありますので、国の方針が決まらなければ、どのような体制や順位で接種をするか決められない状況です。前回の有識者会議において市の予防接種にかかる考え方（案）を説明させていただきましたが、国は基本的にそれぞれの地域で集団接種しなさいという方針ですが、当市は市民病院を持っておりませんので、医師会の皆様をはじめ医療機関、二次病院の方々に御協力していただかないと集団接種というものはできませんので、また、高齢者福祉施設等に入所されている方についての予防接種をどうするか、につきましても前回お話をさせていただきました。国においても十分に定まっていない部分がございますので、今、全国的に市の行動計画を作成しようとしていますが、まだ、マニュアル的なものまで作成しているところはありません。国、県としましては、とりあえず市の行動計画を作りなさい、それから国のガイドラインに基づいてそれぞれの市町村に応じたガイドライン的なものを作成していきなさいという形になっておりますので、もう少し期間がかかるとは思います。当市としては、できれば年度内にはガイドライン的なものを作成したいのですが、例えば、先程も出ていました要援護者に対する支援につきましても、民生委員児童委員、まちづくり協議会、町内会の皆様の御協力をいただきながら支援をしていく。支援をする場合、例えば、外出ができない状態で日常食料品、生活必需品を配布する場合には、備蓄をしておかなければなりません。特措法では、それぞれ市、県、国は備蓄しなさいとなっております。市の要援護者への生活支

援の物資につきましては、それぞれの市で備蓄しなさいとなっております。当市では、災害が起こった場合の生活必需品の物資供給についてイオン等と協定を結んでおりますので、新型インフルエンザ等の場合にも御協力していただけるようこれから協定のお願いをさせていただくという状況です。支援物資の配布方法をどのようにするのか。例えば、生活食料品を学区・地区の市民センターへ集中的に持って行き、皆さんに取りに来ていただくのか。取りに行けない方はどうするのか。このような様々なガイドライン的なものを庁内関係課と協議をしながら作成してまいりたいと考えております。

- [委員] 災害時要援護者の場合、まだ未協定の地域があります。そのようなところも早急に協定締結が促進するようになれば良いと思います。
- [事務局] 確かに、ご町内、民生委員の方から援護を要する方の対象者はこのくらいおられますという人数把握は市でさせていただいております。それに対して全ての方が登録されておられるかと言いますと登録されていない学区、町内もありますので、そのような啓発につきまして危機管理課をはじめ地域をお願いをしていかなければならないと思っております。
- [委員] 資料2の17頁(2)情報の収集および提供の後ろから5行目に「情報提供していくことが必要である。」となっておりますが、他のところを見ますと「情報提供を行う。努める。」で終わっており、「必要である。」というのは違和感があるのですが。
- [事務局] 未発生期の段階ですが、他人事のような書き方となっておりますので、修正させていただきます。
- [米岡理事] 他に御意見がないようでしたら、これで次第2をお預けいただきまして、若干の修正等、御意見を踏まえてさせていただいたうえで、パブリック・コメントにかけさせていただきたいと思っております。それでは、次第の3その他としまして委員の皆様から何かございますか。
- [委員] 内容を見ていますと鳥インフルエンザ等を想定した感覚でできていると思うのですが、全く得体の知れないもの、症状としてはインフルエンザかもしれないけれども何かよくわからないものが発生した場合にもこの計画(案)が一つの指針になるのですか。まだ、インフルエンザとは認められていないけれどもわからないものが発生した場合は。
- [事務局] あくまでこの計画(案)は、特措法で定められております『新型インフルエンザ等』となっておりますので、発生した段階で色々な感染症がありますが、この計画(案)自体は『通常の新インフルエンザ』と『未知の新インフルエンザ』が発生した場合に取り組むためのものです。それ以外の感染症につきましては、感染症法の中で、第1回目の有識者会議の中でSARSやMERSの質疑もありましたが、現行の感染症法の中で対応します。ただ、未知の感染症が発生した場合は、県でも感染症に対する計画が定められておりますので、似たような対応方法になるのではないかと思います。その基本的な実施主体は県がされるというように理解しており

ます。県の場合、市町村に指示をされて消毒の応援等の業務は市として出てくると思います。

- [資料2の1頁(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定の中で9行目から10行目の「新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に」と書かれてあるのですが、「同様に」というところをどこまで広げるのかという判断が必要になりますが、新感染症であってもさほど感染力が強くなければ、特措法および行動計画には含まれない可能性があります。逆に新型インフルエンザ並みに発生が広がるおそれがあり、り患した際の重症度を考えますと、新型インフルでなくてもこの特措法が適用される可能性があります。最終的に判断されるのは内閣になります。その判断が出て以降は、県、市行動計画に沿って行動することになります。新感染症であればワクチン等もありませんので、対応できる部分、できない部分が出てくると思われますが、その時点で対応していくしかないと思います。

[米岡理事] 事務局から何かありますか。

[事務局] 今回の有識者会議でいただきました御意見につきましては、市の方で検討させていただきまして、修正を行いまして10月29日から11月30日の約1か月間、パブリック・コメントを実施する予定でございます。次回、第4回目の有識者会議におきましてパブリック・コメントの結果および計画修正がありましたらその報告をさせていただきます。このことから、次回の有識者会議は、12月中旬頃を予定しております。開催日につきましては、追って後日、調整させていただきますのでよろしくお願いいたします。

[米岡理事] それでは、以上で本日の議事を終わらせていただきます。これをもちまして、第3回草津市新型インフルエンザ等対策有識者会議を終了させていただきます。本日は、長時間お疲れ様でした。ありがとうございました。

【以上、概要編集】